

IASBがIFRS第3号と IAS第36号の改訂を提案

重要ポイント

- IASBはIFRS第3号の開示要求及びIAS第36号の減損テストの改訂を提案している。
- 本改訂案は、企業が合理的なコストで企業結合に関するより有用な情報を財務諸表利用者に提供することを目的とした企業結合に関する基準設定プロジェクトの一環で提案されている。
- コメント募集期限は2024年7月15日である。

概要

2024年3月14日、国際会計基準審議会(以下、IASB又は審議会)は、公開草案「企業結合-開示、のれん及び減損(IFRS第3号及びIAS第36号の改訂案)」(本ED)を公表した。IASBは、IFRS第3号「企業結合」とIAS第36号「資産の減損」における主に以下の項目に関する改訂を提案している。

- ▶ IFRS第3号の開示要求—具体的には企業結合のパフォーマンスに関する情報及び企業結合から生じると期待されるシナジーに関する定量的情報を報告することを企業に要求する。ただし、企業は取得時の企業結合の重要な目的を著しく損なう可能性がある情報の開示は求められない。
- ▶ IAS第36号の減損テスト—具体的には使用価値の計算、のれんの資金生成単位への配分及び開示要求に関する的を絞った改訂を行う。

この提案が認められた場合、誰が影響を受けるか？

- ▶ IFRS第3号の改訂案は、本改訂の発効後に開始する事業年度の期首以降に企業結合を行うすべての企業に影響を及ぼす。IASBの提案の中には、戦略的な企業結合にのみ適用されるものもある。
- ▶ IAS第36号の改訂案は、減損テストを実施するすべての企業に影響を及ぼす。IASBの提案の中には、のれんを含む資金生成単位に関する減損テストを実施する企業にのみ適用されるものもある。

IASBは利害関係者からのコメントを歓迎している。コメント募集期限は2024年7月15日である。

背景

IASBは、「企業結合—開示、のれん及び減損」という基準設定プロジェクトを進めている。このプロジェクトの目的は、企業が合理的なコストで企業結合に関するより有用な情報を財務諸表利用者に提供することができるかどうかを検討することにある。当該プロジェクトの一環でIASBは、IFRS第3号の適用後レビュー(PIR)のなかで確認された利害関係者の懸念を払拭する方法も提案している。

IFRS第3号の改訂案

改訂案は、企業に以下の新たな開示を要求している。

- (a) 戰略的な企業結合については、企業結合のパフォーマンスに関する情報、具体的には、企業の取得時の重要な目的、目標及びその後の期間にそれらの重要な目的や目標が達成された程度に関する情報
- (b) 企業結合の結果により生じると期待されるシナジーに関する定量的情報

このような情報の一部は、商業上の機密であり開示することで企業が訴訟リスクにさらされるという利害関係者の懸念に対処するため、IASBは以下のような提案を行っている。

- ▶ 特定の状況において一部の情報の開示を免除する
- ▶ 企業は、一部の企業結合(戦略的な企業結合)についてのみ企業結合のパフォーマンスに関する情報を開示しなければならない

また、IASBはIFRS第3号の開示要求に関するその他の軽微な改訂も提案している。

IAS第36号の改訂案

IASBは、のれんの減損損失の認識が遅れる要因の1つは、現行のIAS第36号における減損テストの設計がのれんを減損から保護していることにあると考えている。利害関係者の中には、例えば被取得企業に結合された事業のヘッドルームによりのれんが減損から保護されてしまうとコメントするものもいた。ヘッドルームとは、事業の回収可能価額が認識している純資産の帳簿価額を上回る金額をいう。企業が結合後の事業の減損テストを行う場合、結合後の事業の回収可能価額の減少はまず、このヘッドルームによって吸収されるため、取得したのれんに関して認識される減損損失が減額されてしまう。IASBは、のれんを資金生成単位へ配分する方法の明確化を提案しており、これによりシールディング効果が減少すると見込まれる。

また、IASBは、IAS第36号の適用を改善するとともに減損テストで使用される仮定に関する経営者の過度な楽観性に関する懸念を緩和するのに役立つであろう、IAS第36号の開示要求の限定的な変更を提案している。

さらに、IASBは減損テストのコストと複雑さに関する懸念に対応するため、使用価値の計算を以下のように変更することを提案している。

- ▶ 未だコミットしていない将来のリストラクチャリング又は資産の増強によるキャッシュ・フローを含めることの制限を撤廃する
- ▶ 使用価値を税引前ベースで計算する要求事項を撤廃する

IASBは、これらの制限を撤廃することで減損テストに用いられるインプットが経営者の使用する情報により近くなるため、投資者はより目的適合性のある情報を受け取ることになると考えている。

のれんの償却

プロジェクトの一環として、IASBはのれんの償却を再導入することも検討していた。収集した広範な証拠を検討した結果、IASBはのれんの償却を再導入することを正当化する説得力のあるケースはないと結論付け、のれんの事後の会計処理について減損のみのモデルを維持することとした。

次のステップ

コメントの募集期限は2024年7月15日である。IASBはコメント・レターや本EDIに関する協議からのフィードバックを検討し、その上で改訂案を公表するかどうかを決定する。

弊法人のコメント

我々は、買収に関する経営者の意思決定及びパフォーマンスを投資者がより適切に評価できるようにするためのIASBの継続的な取り組みを支持する。

我々は、利害関係者がIASBへ本改訂案のフィードバックを提供することを強く推奨する。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 002375-24Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp